

◇臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 官公署へ出頭するための特別休暇の取得要件を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和8年6月1日）から施行することにしました。

（総務局人事部人事課）